

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

|                       |    |                  |  |               |         |             |    |    |
|-----------------------|----|------------------|--|---------------|---------|-------------|----|----|
| 契約実施計画番号              |    | 調 達 要 求 番 号      |  | 物 品 番 号       |         | 仕 様 書 番 号   |    |    |
| 5K6Z23C02030          |    | 5LAF2AF0001 0001 |  |               |         | GRD-Z001023 |    |    |
| 品名 または 件名             |    |                  |  |               |         |             |    |    |
| 英国射場借り上げ及び射撃試験に係る準備役務 |    |                  |  |               |         |             |    |    |
| 部品番号 または 規格           |    |                  |  |               |         |             |    |    |
| 仕様書のとおり               |    |                  |  |               |         |             |    |    |
| 使 用 器 材 名             |    |                  |  |               |         |             |    |    |
|                       |    |                  |  |               |         |             |    |    |
| 数 量                   | 単位 | 銘 柄              |  | 使 用 期 限 等     | グ ル ー プ | 指定          | 検査 | 包装 |
| 1.00                  | UN |                  |  |               |         | 0           |    |    |
| 納地または工事場所             |    |                  |  | 引 渡 場 所       |         |             |    |    |
| 陸幕                    |    |                  |  | 陸幕            |         |             |    |    |
| 搬 入 場 所               |    |                  |  | 納 期 ま た は 工 期 |         |             |    |    |
|                       |    |                  |  | 令和8年10月30日（金） |         |             |    |    |

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和7年6月13日（金）10時00分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年5月29日17時00までに書面等にて提出すること。

### (2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。  
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する条項

補給処等用標準契約書

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

「特定費目の代金の確定に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先  
中央会計隊契約科第3班 伊藤 (TEL：03-3268-3111内線47555)  
(FAX：03-5269-5135(直通))  
  
仕様書に関する問い合わせ先  
陸上幕僚監部装計部開発課 川岸 (TEL：03-3268-3111内線41774)

## 1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

## 2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

## 3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書           |             |              |
|---------------------------|-------------|--------------|
| 物品番号                      |             | 仕 様 書 番 号    |
| 英国射場借り上げ及び射撃試験<br>に係る準備役務 | GRD-Z001023 |              |
|                           | 防衛大臣承認      | 令和 年 月 日     |
|                           | 作 成         | 令和7年5月19日    |
|                           | 変 更         | 年 月 日        |
|                           | 作成部隊等名      | 陸上幕僚監部装計部開発課 |

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が計画する英国射場での155mm精密砲弾の評価に係る射撃試験のため、英国射場の借り上げ及び射撃試験のための準備を行う役務（以降、「本役務」という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

#### 1.2.1 精密砲弾

イタリア共和国 Leonardo S. p. A社のVULCANO155mGLRシリーズの砲弾をいう。

#### 1.2.2 英国射場

英国防省が保有し、QinetiQ社が管理・運営するAberporth射場をいう。

#### 1.2.3 射撃試験

精密砲弾の実用性を検証するため、精密砲弾及び関連装備・機材を用い射撃を行い、その製品の性能及び安全性を評価する試験をいう。

#### 1.2.4 WMO Sea State Code

世界気象機関(WMO:World Meteorological Organization)の風浪階級をいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとし、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める事項と相違する場合には、この仕様書が優先する。

#### a) 仕様書

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| GLT-CG-Z000001 | 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書        |
| GLT-CG-L500002 | 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書        |
| GRD-Z000867    | 155mm精密砲弾（試験用）          |
| GRD-Z000953    | 精密砲弾用射撃指揮装置（改）による性能調査役務 |

b) 法令等

外国為替及び外国貿易法（令和四年法律第九十七号）

日・英部隊間協力円滑化協定（外務省告示第355号）

入札及び契約心得（平成27年防衛装備庁公示第1号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令〔防衛庁訓令第49号（48.10.15）〕

2. 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

この役務は、陸上自衛隊が調達した精密砲弾（GRD-Z000867）の射撃試験を英国射場で実施するにあたり、英国射場の借り上げ及び射撃試験に係る必要な手続きについて準備する。

a) 契約相手方は、英国射場の借り上げに必要な官側資料の過不足について、英国射場へ確認・調整し、令和7年9月末までに、その過不足について官側へ報告する。

b) 契約相手方は、英国射場の借り上げのための予約を行い令和8年8月末までにこれを証する書類を官側へ提出する。

c) 契約相手方は、英国射場における射撃試験に必要な申請書類の作成・申請を行い、これを証する資料について令和8年8月末までに官側に提出する。

d) 官側が作成した英国射場の射撃試験における安全対策案を基に、契約相手方は安全対策案を英国射場と調整し、安全作業手順書類を作成して英国射場へ提出する。

e) 契約相手方は、英国射場と官側の調整会議を設定し、役務の履行に係る進捗の管理を行う。

f) 契約の相手方は、英国射場、防衛省及び自衛隊の任務並びに規則に関して十分な知識をもつ。

g) 契約の相手方は、役務の履行において日本語での対応を基準とする。ただし、対応が困難な場合は通訳を手配する。

2.2 役務の内容

2.2.1 英国射場の借り上げのための官側資料の過不足に関する調整・報告

契約相手方は、附属書Aの項目に関し、貸付文書、官側の調整会議の結果に基づき英国射場と調整し、借り上げのための官側資料の過不足について報告する。

英国射場から官側資料の不足を指摘された場合、その不足資料に関する情報及び提出時期を記載し、中間報告書で報告するものとする。

2.2.2 英国射場予約及び報告

契約相手方は、英国射場の予約を行い令和8年8月末までに英国射場予約完了を証する書類を成果報告書（その1）として官側へ提出する。この際、英国射場側の予約完了を示す原本（英語）を合わせて提出するものとする。

2.2.3 射撃試験に必要な書類等

2.2.3.1 射撃試験に必要な射撃目標の調達

契約相手方は、附属書Aに基づき英国射場における射撃試験に必要な、無人遠隔操作ボートによる牽引方式の射撃目標（以下、「標的」という。）の調達を行い、標的の仕様が分かる資料及び調達を証する書類を令和8年8月末までに成果報告書（その1）として官側へ提出する。

#### 2.2.3.2 射撃試験に必要な申請書類の作成・申請

契約相手方は、以下に示す英国射場における射撃試験に必要な申請書類の作成・申請を行い、令和8年8月末までにこれらの申請を証する書類を成果報告書（その1）として官側へ提出する。

- a) 英国射場で使用する海域で有効な環境ライセンスの申請
- b) 英国射場で使用する海域の警備規則への対応及び申請

#### 2.2.4 英国射場の射撃試験における安全作業手順書類の作成

契約相手方は、官側が作成した英国射場の射撃試験における安全対策案を基に、安全対策案を英国射場と調整し、安全作業手順書類として作成し英国射場へ提出する。また、令和8年射撃試験開始までに英国射場からの承認書類を成果報告書（その2）として官側へ提出する。

#### 2.2.5 英国射場と官側の調整会議の設定並びに役務の履行に係る進捗の管理

契約相手方は、以下に示す調整会議の設定及び進捗の管理を行うとともに、英国射場側の日本国内における射撃試験の視察に係る調整を実施する。

- a) 官側及び英国射場による調整会議（契約後から履行完了までの間毎月基準）の実施
- b) 書類作成の円滑化のため、英国射場の人員による陸上自衛隊の国内射撃試験の視察（視察のための調整業務を含む。）

#### 2.2.6 その他の必要事項

- a) 細部については、契約の範囲内において、官側との相互調整により実施する。
- b) 本役務の実施にあたり、契約後1か月以内に業務予定を作成し、必要書類等の官側の提出及び英国射場の作成期限を明記し、その進捗管理を実施する。
- c) 本役務の実施にあたり、英国射場及び英国国防省当局等との調整を行う際及び調整会議及び国内試験への参加など関連する会議、訪問等の際に必要な通訳及び翻訳等の支援及び議事録の作成を行う。議事録は、会議等のそれぞれの代表者が合意したものを官側へ提出する。

#### 2.2.7 役務の中止事項

契約の相手方は、必要書類の準備にあたる期間において次に該当する場合、直ちに作業を中止し、その旨を文書で契約担当官等に申し出て、指示を受ける。

なお、契約担当官等から中止の指示を受けた場合は、中止にした時点までの作業の確認を受けるとともに、契約担当官等の指示に従う。

- a) 英国射場もしくは英国国防省当局の要望並びに国際情勢等の変化により、英国射場の借り上げが困難と判明した場合
- b) 標的の調達が不可となった場合
- c) 申請書類の作成・申請並びに安全作業手順書類において、手続きが大幅に遅延し、射撃実施が困難と判明した場合

### 3 品質保証

監督及び検査は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約担当官等が定める監督・検査要領による。

### 4 その他の指示

#### 4.1 役務の実施体制等

契約相手方は、この役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議する。

- a) この役務に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“役務従事者”という。）を確保する。

- b) 役務従事者は、2.2の履行に関する業務の経験もしくは知識等をもつ。
- c) 役務従事者は、この役務に必要な経歴、知識、資格、語学（母国及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）もしくは業績等をもつ。
- d) 役務従事者は、他の手持ちの業務等との関係において、この役務に必要な業務所要に対応できる体制をもつ。
- e) 本役務の実施にあたり、契約後1か月以内に役務従事者の名簿及び実施体制を作成し、提出すること。

#### 4.2 履行確認

契約の相手方は、契約締結後より月1回を基準として、調整会議において官側へ進捗状況を報告すること。なお、書面、メール等による報告も可とする。

#### 4.3 発生材の処置

本役務で生じた発生材は、契約の相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

#### 4.4 貸付文書

貸付文書は、表1による。貸付けに当たっては、官側が必要と認めた資料について、調整の上、契約相手方の申請により無償貸付できるものとし、細部は官側の指示による。

なお、貸付場所は、陸上幕僚監部装備計画部開発課とし、貸付時期については、官側との調整による。

表1—貸付文書

| 番号                                                                                           | 品名                                   | 数量 | 文書番号等                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----|-----------------------|
| 1                                                                                            | 【注意】19式装輪自走155mmりゅう弾砲の整備手順に関する書類     | 1部 | -                     |
| 2                                                                                            | 【注意】19式装輪自走155mmりゅう弾砲における発射適合性に関する書類 | 1部 | -                     |
| 3                                                                                            | 火砲操作員の能力証明に関する書類                     | 1部 | 陸上自衛隊達第32-16号（関連部分抜粋） |
| 4                                                                                            | 弾薬及び信管に係る Safety Data Sheet          | 1部 | -                     |
| 5                                                                                            | 火薬類に係る製品保証書                          | 1部 | -                     |
| 6                                                                                            | 19式装輪自走155mmりゅう弾砲の射撃時の最大騒音レベルに係るデータ  | 1部 | -                     |
| 7                                                                                            | 弾薬及び装薬に係る国際輸送関連書類                    | 1部 | 該当する弾薬及び装薬に係る国際輸送時の書類 |
| 注記1 その他、必要な文書が発生した場合は、官側との協議による。                                                             |                                      |    |                       |
| 注記2 細部は、官側との調整による。                                                                           |                                      |    |                       |
| 注記3 官側もしくは他国との情報開示制限等のため必要な文書のやり取りができない場合、官側と英国国防省等での調整を実施し、状況により官側から直接英国国防省等への情報提供を行う場合がある。 |                                      |    |                       |

#### 4.5 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2とする。

表2—提出書類

| 名称         | 部数 | 提出期限      | 提出先     | 備考       |
|------------|----|-----------|---------|----------|
| 業務予定及び実施体制 | 1部 | 契約後1か月以内に | 陸上幕僚監部装 | 2.2及び4.1 |

|                              |     |                 |         |                                                                           |
|------------------------------|-----|-----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| 中間報告書                        | 1 部 | 2025年9月末<br>までに | 備計画部開発課 | 官側資料の過不足に関する事項及びその証明                                                      |
| 成果報告書（その1） <sup>a) .b)</sup> | 1 部 | 2026年8月末<br>までに |         | ・ 射撃目標の調達を証する書類<br>・ 射場予約完了書<br>・ 使用海域の環境ライセンス取得<br>・ 海域の警備規則への対応及び申請完了書類 |
| 成果報告書（その2） <sup>a) b)</sup>  | 1 部 | 射撃試験開始までに       |         | 安全作業手順書類の承認書類                                                             |

注<sup>a)</sup> 言語は日本語を標準とする。なお、英文図書を引用する場合は、原文のままでもよい。また、英国射場もしくは英国国防省当局等からの証明書及び承認書類については日本語の意訳文書を添え原文のままとする。

注<sup>b)</sup> 提出は電子媒体（DVD-R）とし、同時期に提出することとされている提出書類については、複数の提出書類を1つの電子媒体に格納して提出してもよい。ただし、電子データ形式は、Microsoft WORD2007以降、EXCEL2007以降、図面はPDFとする。

#### 4.6 官側の支援

契約の相手方は、次に示す事項について、必要により、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 提出書類の作成に、官側が必要と認めた資料などの提示に関する事項
- b) その他官側が必要と認めた事項

#### 4.7 官側資料の使用に関する注意

官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。

#### 4.8 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1によるほか、この役務により知り得た内容を第三者に漏洩してはならない。

#### 4.9 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

## 附属書A

### 要求項目

#### A.1 適用範囲

この附属書は、契約相手方が役務の履行に際し、英国射場と調整すべき前提となる官側の要求項目について規定する。本規定により、2の英国射場における射撃試験に必要な人員、計測器材、必要な申請書類及び安全対策の具体化に必要な事項を見積るものとする。

#### A.2 要求項目の細部項目

本項目は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、以下による。また、細部は官側との調整による。

##### a) 目的

陸上自衛隊が保有する19式装輪自走155mmりゅう弾砲（以下、「19WHSP」という。）を用い、精密砲弾の海上試験により、その性能及び安全性について検証する。

##### b) 試験期間

令和8年8月下旬～10月上旬

（上記期間には、射撃前後の現地における準備・撤収の期間を含むとともに、予備日を含む約3週間の実弾射撃の期間を含むこととする。）

##### c) 試験項目

19WHSPにより、表A.1に示す射程性能及び誘導性能に係る試験を実施する。細部については官側との調整による。

表A.1－試験項目（案）

| 連番 | 試験項目 | 弾 薬                       |       |            | 射撃数 |
|----|------|---------------------------|-------|------------|-----|
|    |      | 弾 丸                       | 信 管   | 温 度<br>(℃) |     |
| 1  | 最大射程 | L15A2(inert)              | Dummy | 21         | 4   |
| 2  |      | IR(inert)                 | －     | 21         | 1   |
| 3  |      | IR(inert)                 | －     | 21         | 11  |
| 4  | 誘導性能 | L15A2(inert)              | Dummy | 21         | 4   |
| 5  |      | IR(inert)又は<br>SAL(inert) | －     | 21         | 1   |
| 6  |      | IR(inert)                 | －     | 21         | 11  |

備考：上記射撃数のうち予備弾が発生した場合、予備日において  
同一射距離において別途計画する射撃を実施する。

d) 計測項目

表 A. 2 に示す計測及び解析を実施する。細部については官側との調整による。

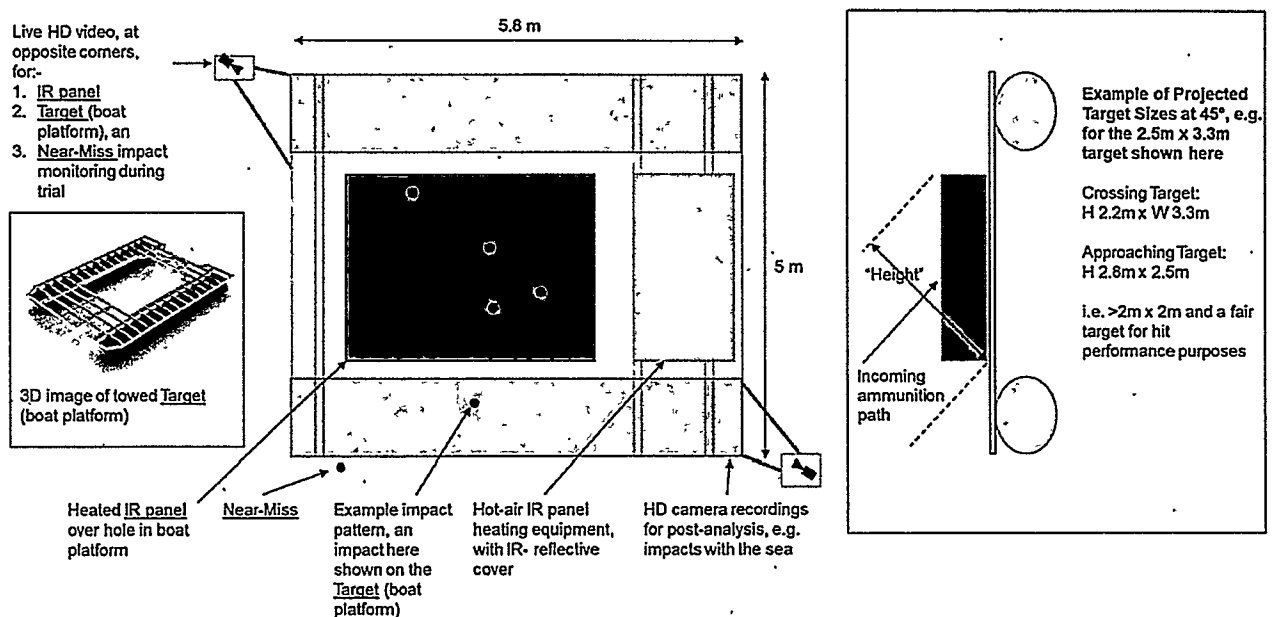
表A. 2—計測項目

| 連番 | 計測項目   | 英国射場における計測対象            | 備 考                        |
|----|--------|-------------------------|----------------------------|
| 1  | 弾 薬    | 弾丸種類, ロット番号, 弾丸の温度, 重量等 | -                          |
| 2  | 射撃環境   | 射撃日, 気象・海洋データ等          | -                          |
| 3  | 火 砲    | 座標, 射角, 射撃方位角, 時刻等      | 火砲操作者との協力による。              |
| 4  | 射撃統制装置 | 入力座標, 出力結果              | 火砲操作者及び精密砲弾製造企業技術者との協力による。 |
| 5  | 弾 道    | 内圧, 初速, 弾丸位置及び軌跡        | 弾着位置に関しては, 可能な限り追求するものとする。 |
| 6  | 目 標    | 目標位置, 熱源温度, 目標における弾着景況等 | 弾着景況に関しては, 可能な限り追求するものとする。 |

e) その他

射撃目標については, 無人遠隔操作ボートによる牽引する標的 (図 A. 1) 及び海上固定目標とする。無人遠隔操作ボートは強風のない, 風浪階級 0~2 (WMO Sea State Code) で 15knot 以上の速さで標的のえい航が可能なものとする。また, 標的については海洋との温度差を十分もつ熱源パネル, 近傍への弾着を含むカメラによる弾着の計測手段を保有ものとする。細部は官側との調整による。

図A. 1—牽引方式における射撃目標 (基準)



|             |                       |              |
|-------------|-----------------------|--------------|
| 情報セキュリティ指定書 | 発簡番号                  | -            |
|             | 調達要求番号                | 5LAF2AF0001  |
|             | 調達要求年月日               | 令和7年5月19日    |
|             | 作成部課                  | 陸上幕僚監部装計部開発課 |
|             | 作成年月日                 | 令和7年5月19日    |
| 品名          | 英国射場借り上げ及び射撃試験に係る準備役務 |              |
| 仕様書番号       | GRD-Z001023           |              |

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。（令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

| 装備品               | 指定すべき情報                                |                                       | 企業で取り扱う際の留意事項                                                                                                                                  | 備考 |
|-------------------|----------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|                   | 保護すべき情報                                | 保護すべき情報の詳細                            |                                                                                                                                                |    |
| 19式装輪自走155mmりゅう弾砲 | 1 19式装輪自走155mmりゅう弾砲の整備手順に関する書類「注意」     | 整備手順のうち、本文及び図の中で「注意」に指定されている情報が含まれる場合 | ○ 申請書類作成時から左記の保護すべき情報の記載が明白になる場合には保護対象とする。<br>○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。<br>○ 無償貸付品及び官給品使用時、それらの保護すべき情報が類推される場合には保護対象とする。 |    |
|                   | 2 19式装輪自走155mmりゅう弾砲における発射適合性に関する書類「注意」 | 整備手順のうち、本文及び図の中で「注意」に指定されている情報が含まれる場合 |                                                                                                                                                |    |

3 特記事項

上述の保護すべき情報に加え、この契約の履行に当たり英国射場もしくは英国国防省等から提供を受けた情報のうち、保護すべき情報として提示があった場合、保護すべき情報の詳細について、官が別途指示する。

入 札 書

|             |             |          |              |
|-------------|-------------|----------|--------------|
| 調 達 要 求 番 号 | 5LAF2AF0001 | 契約実施計画番号 | 5K6Z23C02030 |
|-------------|-------------|----------|--------------|

金額 ￥ (税抜)

| 品 名                       | 規格      | 数量          | 単位 | 単価(税抜)     | 金額(税抜) |
|---------------------------|---------|-------------|----|------------|--------|
| 英国射場借り上げ及び射撃試験に係る準備<br>役務 | 仕様書のとおり | 1           | UN |            |        |
|                           | 以下余白    |             |    |            |        |
|                           |         |             |    |            |        |
|                           |         |             |    |            |        |
|                           |         |             |    |            |        |
|                           |         |             |    |            |        |
|                           |         |             |    |            |        |
|                           |         |             |    |            |        |
|                           |         |             |    |            |        |
| 納入(履行)場所                  | 陸幕      | 納入期限(工期)    |    | 令和8年10月30日 |        |
| 入札(契約)保証金                 | 免 除     | 入札(見積)書有効期限 |    |            |        |

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ  
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除  
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7 年 6 月 13 日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

## 委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：  
会 社 名：  
代表者名：  
担当者名：  
連 絡 先：

令和7年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間  
を代理人と定め下記の権限を委任します。

### 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者